

更新日
2019 年 8 月 2 日
2024 年 5 月 20 日
2024 年 7 月 18 日
2025 年 6 月 10 日
2025 年 7 月 2 日
2026 年 7 月 24 日

機構専門医更新 申請要件・必要単位

【申請要件】

- ① 現に専門医の資格を有し、その有効期間が終了する年度に達していること。
- ② 専門医の資格を取得後、引き続き週 3 日以上単一の医育機関病院や病院施設で麻酔科関連業務に従事していること。
※学会専門医資格を保持しているものが機構専門医更新申請を行う場合は、専門医資格取得後、引き続き週 3 日以上医育機関病院や病院施設で麻酔科関連業務に継続して従事していること。
- また、申請年度は単一施設週 3 日以上在籍していることがわかる在籍証明書を提出すること。
- ③ 更新申請する年の 5 年前の 4 月 1 日から更新申請する年の 3 月 31 日までの間に、所定の実績があること。

【重要な確認事項】

2026 年度より共通講習の必須単位数追加

＜対象者＞機構専門医更新申請を 2026 年度以降に行う方

詳細は、以下の HP をご確認ください。

[機構専門医更新申請における必要共通講習単位の変更について \(PDF\)](#)

所定の実績 50 単位

i) ～ iv) の必須単位を含む，合計 50 単位が必要です

項 目	所定の実績
i) 診療実績	最小 5 単位，最大 10 単位 ※診療実績 10 単位付与規程あり（4 ページ目参照）
ii) 専門医共通講習	最大 10 単位 【重要変更事項】 2026 年度申請以降は， 必修講習 A、B 両方（最小 8 単位）の取得が必須です ■ 必修講習 A（各講習 1 単位以上，合計 3 単位必須） 医療安全講習会 感染対策講習会 医療倫理講習会 ■ 必修講習 B（各講習 1 単位以上，合計 5 単位必須） 医療法制講習会 地域医療に関する講習会 医療福祉制度に関する講習会 医療経済（保険医療など）に関する講習会 両立支援に関する講習会
iii) 麻酔科領域講習	最小 15 単位（上限なし） このうち 10 単位は本学会主催の講習会であること（必須）
iv) 学術業績・診療 以外の活動実績	最小 6 単位（上限なし） このうち 6 単位は学術集会への参加単位（必須） 1 回は日本麻酔科学会 年次学術集会参加を含めること（必須） ※本学会学術集会参加は 6 単位以上算定できません
合 計	50 単位

所定の実績の詳細

i) 診療実績（最小5単位，最大10単位）

臨床実績報告書の担当・指導症例数×単位で算定したものが診療実績です。

※ 1 症例につき，担当医 2 名・指導医 2 名の計 4 名まで症例カウントが可能です。

(1) 麻酔症例 1 例につき … 0.02 単位

＜例＞ 2025 年度 手術麻酔 担当症例 50 指導症例 50

$100 \times 0.02 = 2$ 単位となる

(2) ペインクリニック，入院患者疼痛管理，緩和ケア症例 1 例につき … 0.1 単位

集中治療での症例 1 例につき … 0.1 単位

救急医療での症例 1 例につき … 0.1 単位

＜例＞ 2025 年度 集中治療 担当症例 50 指導症例 50

$100 \times 0.1 = 10$ 単位となる

症例数のカウント方法について以下の URL に詳しく掲載しております

【臨床実績報告書 症例カウント方法について】

https://anesth.or.jp/files/pdf/case_counting_method.pdf

【重要】 ご注意ください

診療実績 10 単位付与規程の変更について

2027 年度専門医更新申請まで

「専門医更新回数に伴う診療実績 10 単位付与」を適用します。

申請する年から 20 年前に麻酔科専門医を取得し、引き続き資格を保持している場合には、診療実績の 10 単位を付与します。但し、臨床実績報告書の提出は必要です。

(例) 2026 年度に申請する場合、2006 年以前に専門医を取得した方が対象です。

2028 年度専門医更新申請より

「専門医更新回数に伴う診療実績 10 単位付与」は廃止となります。

下記の＜E-test 受講による証明の適用条件＞を満たせば、更新回数に関係なく認定資格申請時に診療実績 10 単位が付与されます。尚、E-test 受講後のテスト合格が 5 種類未満である場合、単位は付与されません。必ず 5 種類の E-test 受講後、各講座のテストに全て合格する必要があります。但し、引き続き臨床実績報告書の提出は必要です。

＜E-test 受講による証明の適用条件＞

2028 年度専門医更新申請より

- ・受講期間：専門医更新する年の 5 年前の 4 月 1 日～専門医更新する年の 3 月 31 日迄
- ・必須受講数：5 種類の E-test 受講後、各講座のテストに全て合格すること。

E-test 受講により単位付与を希望される場合は、必ず 5 種類の E-test を受講しテストに合格をしてください。

ii) 専門医共通講習 (最小 8 単位・最大 10 単位)

共通講習単位は、最大 10 単位まで算定可能です。

必修講習 A、B 両方 (最小 8 単位) の取得が必須です。

e-learning ・ 学術集会 ・ 日本専門医機構が事前に認めた院内講習でご受講いただけます。

■ 必修講習 A (各講習 1 単位以上、合計 3 単位必須)

- ・ 医療安全講習会
- ・ 感染対策講習会
- ・ 医療倫理講習会

■ 必修講習 B (各講習 1 単位以上、合計 5 単位必須)

- ・ 医療法制講習会
- ・ 地域医療に関する講習会
- ・ 医療福祉制度に関する講習会
- ・ 医療経済 (保険医療など) に関する講習会
- ・ 両立支援に関する講習会

■ 必修講習 A ・ B いずれにも該当しない講習について

必修講習 A ・ B 以外の講習も、申請単位として 2 単位迄が算定対象です。

(臨床研究/臨床試験講習会、災害医療に関する講習会 など)

共通講習を院内講習や他学会で受講された場合について

本学会が実施していない講習会を単位として算定するには、受講証明書の提出が必要です。受講証明書に記載が必要な事項は、以下の通りです。日本専門医機構に承認されている講習は、登録番号が付与されています。

共通講習の受講証明書について

以下のとおり、【受講】・【発表】について必要事項が記載された証明書を提出してください。

【受講】

●主催者発行の実施証明書

<必要項目>

- ・受講者氏名
- ・受講日（年月日）
- ・受講時間または単位数
- ・1 カテゴリーにつき1時間で1単位の加算となります。（2時間以上は2単位）
- ・演題名，講習会名
- ・カテゴリー（医療安全・感染対策・医療倫理 等）
- ・登録番号（Xを含む長番号）
- ・主催者氏名
- ・主催者証明印（公印）

【発表】

●主催者発行の実施証明書

<必要項目>

- ・講師氏名
- ・講演日（年月日）
- ・講演時間
- ・演題名，講習会名
- ・カテゴリー（医療安全・感染対策・医療倫理 等）
- ・登録番号（Xを含む長番号）
- ・主催者氏名
- ・主催者証明印（公印）

iii) 麻酔科領域講習（最小 15 単位・上限なし）

領域講習の必須単位は 15 単位です。

このうち、日本麻酔科学会が主催する講習の受講による必須単位は 10 単位です。

麻酔科領域講習の単位取得の上限はありません。

日本麻酔科学会の会員専用ページにおける e-learning でも受講可能です。

AHA-ACLS/PALS やシミュレーション講習の参加・インストラクター実績は、申請時に証明書類をご提出いただき認定審査委員会で認められた場合のみ麻酔科領域講習として算定対象です。

尚、ICLS は、麻酔科領域講習に該当しませんのでご注意ください。

●AHA-ACLS/PALS やシミュレーション講習の証明書類

【参加】

プロバイダーカード、コース修了証、受講証明書のいずれか

<必要項目>

- ・受講者氏名
- ・受講日時（年月日）
- ・主催者名（受講証明書は主催者の証明印必須）

※受講日が単位有効期間内であれば、有効期限が切れていても問題ございません。

【インストラクター】

下記のどちらかを提出してください。

- ・主催者発行の実施証明書
- ・タイムスケジュール

<必要項目>

- ・講師氏名
- ・受講日時（年月日、時間）
- ・主催者名
- ・主催者の証明印（公印）

※主催者が発行したものに限る、自作不可。

iv)学術業績・診療以外の活動実績（最小 6 単位）

① 学術集会参加（学会参加は必須 6 単位で 上限 6 単位）

日本麻酔科学会の（年次・支部）学術集会への参加単位で必須 6 単位、

上限 6 単位までとなります。集会参加は 6 単位以上算定できません。

参加単位のうち、1 回は日本麻酔科学会 年次学術集会参加を含めること(必須)。

日本麻酔科学会の学術集会参加単位は、自動反映されています。

② 学術集会等での発表

認められた学術集会等での発表に関して、筆頭演者と第 2 共同演者のみ同じ単位数が算定されます。それぞれの単位数は単位表を確認してください。

第 2 共同演者：抄録の筆頭演者の隣に氏名が記載されている演者

第 3 共同演者以降の単位は算定できません。

自動反映されていない発表単位は、会員専用ページにて該当の発表の実績登録を行った上で、証明書類として抄録と学術集会の名称、回、会期が確認できるもの（抄録の表紙又は、HP）を併せてご提出ください。

※2020 年度以降の日本麻酔科学会の発表単位（年次・支部）は、自動反映されていますので実績の登録・抄録の提出は不要です。

③ 学術出版物発表・査読

＜学術出版物＞

認められた学術雑誌への論文発表に対して、著者全員に算定されますが、筆頭著者、共同著者の単位数が異なります。それぞれの単位数は単位表を確認してください。

会員専用ページにて該当の論文発表の実績登録を行った上で、証明書類として論文のコピー（全文）と出版物の名称、発行日、号が確認できるものをご提出下さい。

※出版物は、発行年月日が単位有効期間内であることが必要です。

＜学術雑誌の論文査読＞

・ Journal of Anesthesia（本学会機関誌）

・ JA Clinical Reports

・ 麻酔（本学会準機関誌）

上記の雑誌における、論文査読を行った場合、査読 1 回につき 1 単位算定できます。

申請方法は、会員専用ページにて該当の論文査読の実績登録を行った上で、査読の証明書として、査読時の Thanks mail または、査読者マイページの画面を印刷し、査読 ID が確認できるものをご提出ください。上記雑誌以外の論文査読は、単位として認められておりませんのでご注意ください。

④ 専門医試験に関する業務

専門医試験作成委員・専門医試験口頭実技試験官（試験当日担当者）・専門医試験筆記試験監督・周術期管理チーム認定試験作成委員・周術期管理チーム認定試験監督の専門医試験に関する業務に携わった場合、1 年度につき認められた単位数が算定できます。

※上記の業務の単位は、弊会にて自動反映を行う為、証明書類の提出は不要です。

【注意】以下の⑤と⑥は、合計で年間 2 単位が上限です。

⑤ 講演会等での座長、司会

講演会などで座長、司会を 1 時間以上行った場合、審査会で審議をし、認められたもの限り、1 開催につき 1 単位として年間で合計 2 単位まで算定ができます。

申請方法は、会員専用ページにて該当の講演会等での座長、司会の実績登録を行った上で、併せて証明書類として実施年月日、講演場所、講師名、対象者、講演内容の記載がある証明書（任意様式・公印必要）を提出してください。

⑥ 地域や学校などでの学術講演

地域や学校などで 1 時間以上の学術講演を行った場合、審査会で審議をし、認められたもの限り、1 開催につき 2 単位、年間で 2 単位まで算定ができます。

申請方法は、会員専用ページにて該当の学術講演の実績登録を行った上で、証明書類として実施年月日、講演場所、講師名、対象者、講演内容が確認でき、施設が発行した講演実施の証明書(任意様式・公印必要)をご提出ください。

医育機関で講義を行った場合も、1 講義につき 2 単位、年間で 2 単位まで算定できます。

学年や対象学生が異なる場合でも年間で 2 単位以上は算定できません。

● 講演実施施設が証明した証明書（⑤・⑥共通）

＜必要項目＞

- | | |
|-------------|---------------------|
| ・ 講師又は司会者氏名 | ・ 講演場所 |
| ・ 講演開催日 | ・ 講演時間 |
| ・ 講演内容 | ・ 講演実施施設の証明印（公印） |
| ・ 対象者 | ・ 年間実施症例数（気管挿管実習のみ） |

⑦ 学校の校医業務

学校の校医を1年以上務めた場合、2単位を算定できます。2単位より多くは算定できません。

申請方法は、会員専用ページにて学校の校医業務の実績登録を行った上で、申請書類と共に、校医業務の証明書(任意書式・公印必要)のコピーを提出してください。

● 校医業務を行った施設が証明した証明書類

＜必要項目＞

- | | |
|----------------|-------------|
| ・校医氏名 | ・実施施設名 |
| ・業務を行った期間（年月日） | ・学校の証明印（公印） |
| ・業務を行った場所 | |

⑧ 日本医療安全調査機構の医療事故調査制度における外部委員

日本医療安全調査機構の医療事故調査制度における外部委員を行った場合、1年度につき2単位算定します。

申請方法は、会員専用ページにて外部委員の実績登録を行った上で、申請書類と共に、申請時に証明となるものを提出してください。

● 日本医療安全調査機構が証明した証明書類

＜必要項目＞

- ・氏名
- ・業務を行った日時
- ・日本医療安全調査機構の証明印

証明書類の提出が必要な実績について

- ・自動反映されない実績は、手入力で会員専用ページにて実績登録を行い、資格申請時に証明書類の提出が必要です。
- ・証明書類は、いずれもコピーをご提出ください。
- ・実績目録の証明書類欄に「必要」と記載されている実績の「行番号」を、該当する証明書類のコピーに転記をして提出してください。
- ・必要項目が記載されていない証明書の実績は、単位として加算されない場合がございますので、あらかじめご確認ください。
- ・いずれの項目も、依頼状・委嘱状は証明書類として認められません。
- ・単位の認定可否は提出された証明書類の内容をもとに審査いたします。
- ・注釈が無いもの含め、原則企業共催は算定対象外です。

内容によっては認められないものもございます。

申請者の個別の実績について認められるかどうかの問い合わせは、事前審査となるため行っておりませんのであらかじめご了承ください。